

「食」と「農」が育む 紫波のみらい



岩手県 紫波郡 紫波町

～今ある豊かさと食文化を 次世代へ～



「食べること」、「着ること」、「住まうこと」は、人々が生活していくうえで、必要な3つの要素です。「食べること」にかかせない「食べ物」は動植物のいのちであり、生産、流通、加工、販売など食卓に並ぶまでに多くの人が関わっています。

私は、日々の食卓に感謝し、四季折々の豊かな野菜や果樹を楽しみながら生活しています。外を散歩すると緑豊かな田んぼや真っ白なそば畑が広がり、農業の躍動感を受け止め、ここに生まれた喜びを感じながら新鮮な空気を胸いっぱいに吸い込みます。また、まちを訪れる方々からは、「農畜産物が豊富にある」「食べ物が美味しい」とお褒めの言葉を沢山いただいています。

これまでのまちの取り組みを振り返れば、「食べること」については、紫波町食育推進計画を策定し、健康で活力に満ちた食生活の実践と次世代に伝える活動を推進してきました。また、農畜産物の恵みである「食べ物」については、地産地消促進計画を策定し、農業を守り育て、紫波の豊かさを次世代に伝えていく取り組みを行ってきました。

これまでの取り組みの成果を集約・検証し、さらにこの2つの計画を連携・強化していくために「紫波町食育・地産地消推進計画」として平成29年度から5年間の計画を策定いたしました。この計画をとおして、今ある豊かさと食文化を次世代に継承する取り組みを実践してまいります。

この計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました関係者の方々や貴重なご意見をお寄せいたきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

紫波町長 熊 谷 泉

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景	1
(1)	食育推進について	1
(2)	地産地消推進について	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	3
第2章	課題と今後の方向性	4
1	食と農を取り巻く課題	4
2	今後の方向性	5
(1)	子どもの健全な食に対する意識の形成・定着	5
(2)	安全安心な食を選択する力の養成	5
(3)	食への意識を高める情報の充実	5
(4)	食と農の相互理解と後生に伝えたい食文化の継承	5
(5)	信頼される農畜産物の生産と付加価値の創出	6
第3章	計画の基本的な考え方	7
1	基本理念	7
2	基本目標	7
3	紫波町食育・地産地消推進計画 体系図	8
4	計画の推進体制	9
第4章	具体的な取組内容	10
1	子どもの成長に応じた食育の推進	10
2	安全安心な食を選択する食育の推進	12
3	食への意識を高める食育の推進	13
4	食と農を結ぶ食育の推進	16
5	地元農畜産物の生産・利用の促進	18
第5章	計画の推進	20
1	評価指標の目標値	20
2	進行管理	22

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 食育推進について

近年、私たちの食生活は豊かになり、食を取り巻く環境の変化から、食に関する価値観やライフスタイルが多様化しています。食に対する意識の希薄化から栄養の偏りや不規則な食事などに起因する肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全安心問題、伝統ある食文化の喪失など、食をめぐるさまざまな問題が生じています。

そのような中、国は「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題」として、平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63号）を制定しました。その後、食育基本法に基づき、食育推進基本計画（平成18～22年度）、第2次食育推進基本計画（平成23～27年度）、第3次食育推進基本計画（平成28～32年度）を策定しています。

紫波町においても、平成19年3月に紫波町食育推進計画（平成19～23年度）、平成24年3月には、第二次紫波町食育推進計画（平成24～28年度）を策定し、食育推進事業を展開してきました。これまでの取り組みにより、食育の認知度は高まり、農業体験や調理体験を実施している学校や自主的に食育推進活動に取り組む地域や関係団体が着実に増えてきています。

(2) 地産地消推進について

農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手・後継者不足、農畜産物の価格の低迷など、依然厳しい状況となっています。

このような状況を踏まえ、国では、平成22年12月に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）（通称：六次産業化・地産地消法）を制定し、6次産業化など地域の農林水産物の利用の促進に関する各種施策を実施しています。

紫波町においても、平成26年3月に紫波町地産地消促進計画を策定し、地元の農畜産物を地元で消費しようという取り組みとともに、「食」を通して消費者と生産者の相互理解を深める取り組みを進めてきました。これまでの取り組みとして、学校給食への地元農畜産物の利用や生産者との交流、産地直売所における消費者ニーズに即した販売、地元農畜産物を活用した新事業創出への支援、イベントなどにおける地元農畜産物を活用したレシピの紹介やPRを行い、生産者と消費者がつながる仕組みが作られてきています。

2 計画策定の趣旨

「食」は生きる上で欠かすことのできないものであり、健全な心と身体を培い、生涯にわたって生き生きと暮らすための基礎となるものです。

食育を推進する関係団体や地域住民の協力・連携により、食育の認知度の向上が図られ、農業体験や調理体験など、食育実践の機会は増えてきています。この取り組みによって、体験による食育への意識は高まってきている一方、ライフスタイルの変化による日々の忙しさから、朝食の欠食や食習慣の乱れ、栄養の偏りなど、自分自身の食生活に問題があると感じているものの、望ましい食生活を実践することが難しい状況となっています。

さらに近年では、食に対する価値観が多様化しており、その関心は素材、食品の生産・製造、食品知識、健康に配慮した食事の摂り方、食品廃棄物、地域の食文化など、さまざまな方向に向けられています。こうした多種多様な方面に生じる課題を見出し、的確に対応していくためには、多面的な視点で食に向き合う姿勢が求められます。

また、「食」と「農」の関係では、「農」は「食」を支える重要な関係にあり、生産と消費の密接な関係を築くことによって、互いに高め合う効果が期待されます。

のことから、町民、地域、児童施設、学校、生産者、食育関係団体、事業者、町が一体となって総合的かつ効果的な取り組みができるよう、食育推進計画と地産地消促進計画を一体化して、「紫波町食育・地産地消推進計画」を策定しました。

この計画を推進することにより、すべての町民が心身ともに健康的で豊かな食生活を実現することを目指すとともに、地産地消の拡大による農業の振興、地域の活性化を図ろうとするものです。

食育とは

生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることされています。

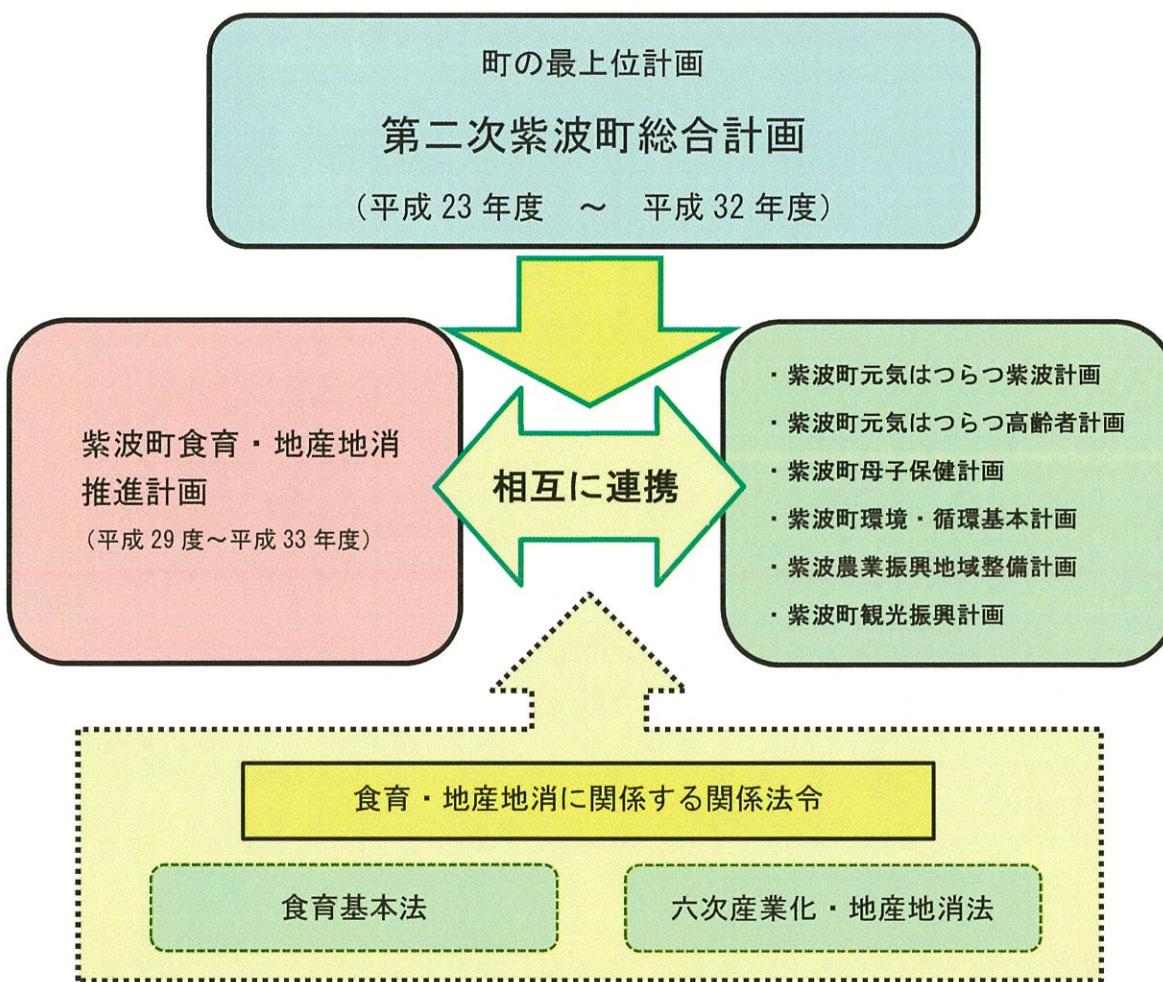
地産地消とは

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取り組みです。 食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組みなどを通じて、6次産業化にもつながるものとされています。

3 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項の「当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画」及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第41条第1項の「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」にあたるものと位置づけます。

また、本町が掲げる「環境と福祉のまち」を実現するため、「循環型まちづくり」と「協働のまちづくり」を基本に、食育及び地産地消について、関係計画と相互に連携・補完しながら、効果的な推進を図るものとします。



4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、施策の成果や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 課題と今後の方向性

1 食と農を取り巻く課題

食育推進活動により、農業と食と健康のつながりへの理解が深まりつつある一方、社会全体の変化に伴う課題もたくさんあります。

特に、食への価値観やライフスタイルの多様化が進む中、食育に関心を持ってほしい子育て世代や若い世代は日々の忙しさから、食の大切さは理解しているものの実践できていないという現状があります。

その結果、食習慣の乱れや栄養の偏り、肥満や生活習慣病の問題が依然として存在し、食の安全性の問題や地域の食文化が失われつつあるなど、食に関わるさまざまな問題が生じています。

このような状況の中で、多くの方に食への関心を持つもらうためには、誰もが日常生活の中で実践できる情報を分かりやすく継続的に提供していくことが必要です。

一方、食を支える農業においては、農業従事者の高齢化や担い手、後継者不足が大きな課題となっています。

厳しい農業情勢の中、地産地消は地元の農畜産物を地元で消費することを推進する取り組みであり、「食」を通した消費者と生産者の交流による相互理解、地域の活性化や流通コストの削減などの効果も期待されています。

消費者にとっては、生産者との「顔が見える関係」により、生産の状況も確かめられ、新鮮な農畜産物を購入することができます。また、生産者にとっては、消費者のニーズに即した生産をすることができます。

当町では、身近な場所で作られている新鮮な農畜産物が手軽に入手できる産地直売所が10カ所あり、地産地消の重要な拠点となっており、農業所得の確保とともに交流人口の拡大や町の観光面でも大きな役割を担っているところです。

地産地消は、「食」と「農」の結びつきを深め、地元の農畜産物を理解し、愛着を持つことにより、地域の農業や自然を守り、歴史や食文化の継承、農業と関連産業の活性化などさまざまな効果が期待されています。

2 今後の方向性

(1) 子どもの健全な食に対する意識の形成・定着

「食」は健やかな心と身体を発達させるために欠かせないものです。早い時期から成長に応じた食への関わりや豊かな体験を積み重ねていくことで、自分で考え、実践できる力が身に付き、生涯にわたって健全な食生活を送るための基礎となります。

これまでの取り組みにより、地域や学校などで食育の必要性について意識が高まり、農業体験などの活動は定着してきているため、これらを継続させていくとともに、関係団体との連携を図りながら、子どもたちが食に関わる機会を充実させ、生涯にわたる「生きる力」を育むことが必要です。

(2) 安全安心な食を選択する力の養成

食に関する情報が氾濫している中で、食生活や健康、栄養や食の安全性について正しい知識を持ち、自らの判断で栄養に配慮した食事や安全な食を選択できる力を習得することが必要です。

そのためには、情報を正しく理解し、活用するための知識が必要であるため、正しい情報について普及啓発することが求められています。

(3) 食への意識を高める情報の充実

食を取り巻く環境が変化し、食に関する価値観やライフスタイルが多様化しています。

一人ひとりが「食」について関心を持つためには、さまざまな価値観やライフスタイルに合わせた情報を提供し、日々の生活の中で実践できることから始める取り組みが必要となっています。

また、健全な食生活を実現するために、食の大切さを意識するための食育を推進することが必要です。

(4) 食と農の相互理解と後生に伝えたい食文化の継承

農家数の減少や兼業化の進展により、身边に農業を体験する機会が減少し、食と農を実感することが難しい状況にあります。

農業が果たしている役割を消費者が理解し、郷土への関心を持ち、新鮮で安全安心な地元農畜産物を積極的に消費しようとする意識を育てていくためには、消費者と生産者の交流を図ることが必要です。

また、家庭や地域に伝わってきた郷土料理や豊かな食文化の重要性を理解し、継承していく必要があります。

(5) 信頼される農畜産物の生産と付加価値の創出

地産地消を推進するためには、これまでの生産活動の充実を図るとともに、新鮮で良質な農畜産物の生産や安定的に生産するための土づくり、消費者ニーズに即した生産により、消費者や食品関連事業者から信頼される安全・安心・新鮮な農畜産物を提供することが重要となります。

また、質の高い農畜産物の生産と付加価値を付けた商品の販売などにより、消費者に向けて地元農畜産物の魅力を伝えるための情報を発信していくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「食」と「農」が育む 紫波のみらい

「食」は命の源であり、健全な心と身体を培い、生涯にわたって生き生きと暮らすための基礎となるものです。

当町は、豊かな気候風土と自然に恵まれ、そこで生産される農畜産物は豊かで多様であり、「食」は「農」が支え、「農」は「食」によって活力に満ちることができます。

将来を担う子どもたちのために、「食」と「農」を育み、その豊かさと食文化を継承していくことを基本理念とします。

2 基本目標

●食育の推進

健康で活力に満ちた食生活を次世代につなげよう

健全な食生活は、健康で豊かな人間性の基礎となるものです。

町民一人ひとりが、生涯にわたり健全な食生活を営み、食の大切さを意識し、心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことができるよう、子どもの成長に合わせた食育とライフステージに応じた食育を推進していきます。

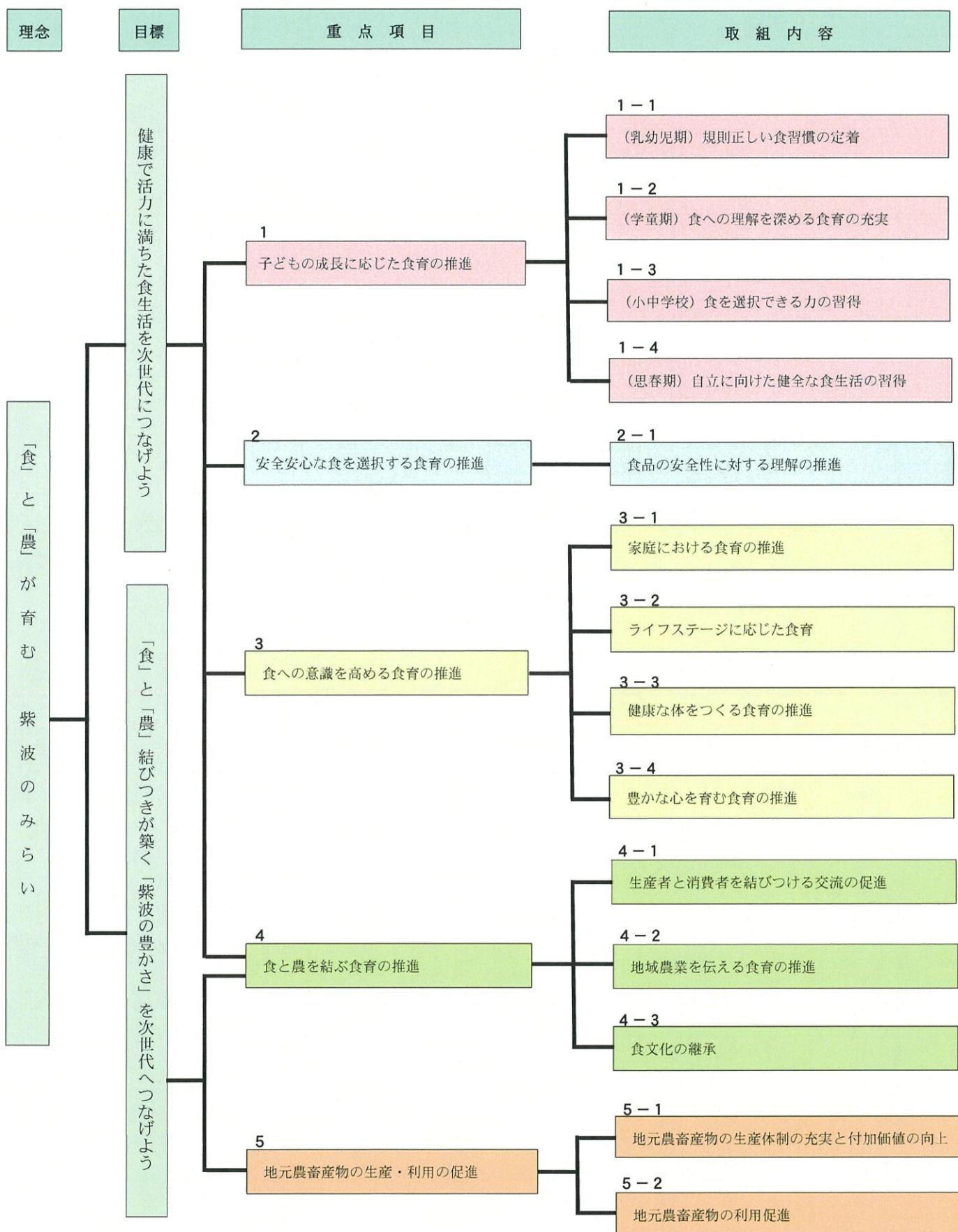
●地産地消の促進

「食」と「農」 結びつきが築く「紫波の豊かさ」を

次世代へつなげよう

地域の農業が果たしている役割や町民の健康と命を支える「食」の重要性を理解し、豊かな自然と気候風土の中で生産された地域の農畜産物を大切にし、生産者と消費者及び事業者が連携・協働により、町内で生産される農畜産物の利活用を促進するとともに健康的な食生活の普及と地域の活性化につながるよう推進していきます。

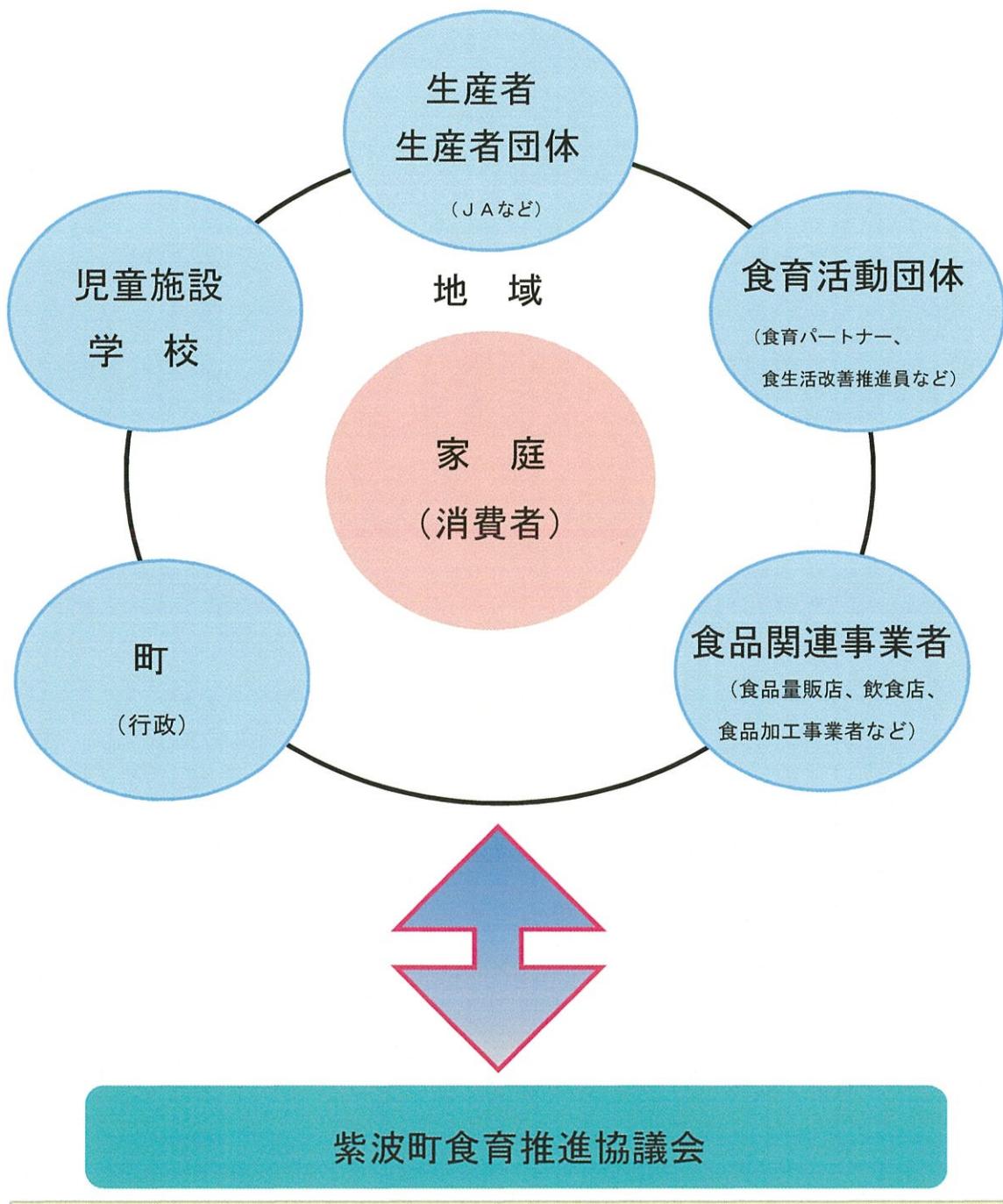
3 紫波町食育・地産地消推進計画 体系図



4 計画の推進体制

食育の推進及び地産地消の推進を実践するためには、町民一人ひとりが食育・地産地消の意義や必要性を理解し、家庭（消費者）、地域、児童施設、学校、生産者、食育パートナー、食育活動団体、食品関連事業者、町（行政）など関係機関が連携して、協働で取り組む必要があります。

また、本計画を総合的かつ計画的に展開していくために、食育関係組織、団体で構成する「紫波町食育推進協議会」において、事業の実施状況の把握、評価、事業の取組方法の検討を行い、計画の着実な推進を図ります。



第4章 具体的な取組内容

1 子どもの成長に応じた食育の推進

心身の発達やさまざまな感覚が発達する子どもたちに、一人ひとりの発達に応じた生活リズムの基礎を作り、健全な食生活に必要な正しい知識や、自立のための調理技術を身に付ける機会を作ります。

1-1 (乳幼児期) 規則正しい食習慣の定着

取組内容	
家庭	○間食の食べ方、与え方を意識します。 ○子どもの成長に応じ、規則正しい生活リズムと毎日朝食を摂る食生活習慣を身に付けます。
児童施設 (保育施設)	○「食育計画」を作成し、施設全体で食育を進めます。 ○「食育だより」※1などにより食育の取り組みを家庭に伝えます。
町	○町の母子保健事業などで、規則正しい生活リズムと毎日朝食を摂る生活習慣の大切さを伝えます。

※1 「食育だより」とは…児童施設、学校、給食センターが発行する食に関する通信

1-2 (学童期) 食への理解を深める食育の充実

取組内容	
家庭	○野菜栽培、収穫作業を行い、食への興味と関心を引き出します。 ○食事作りの手伝いや買い物などを体験する機会を作ります。 ○食を通じた地域との交流に参加します。
地域 食育活動団体	○学校と連携し、農業体験や食育の取り組みに協力します。 ○親子食育体験や料理教室の機会を提供します。 ○学校給食での地元食材の活用に協力します。 ○給食試食会を実施し、給食に関わる人々との交流を深めます。
学校	○「食育計画」を作成し、学校全体で食育を進めます。 ○教科や特別活動で、担任と栄養教諭が連携して、食に関する知識を伝えます。 ○栽培、収穫、調理までの体験学習の機会を作ります。 ○給食を作っている人や生産者から話を聞く機会を作り、食に関わる人々との交流を深めます。 ○学校給食を活用したさまざまな食育を展開します。 ○「食育だより」などにより、食育の取り組みを家庭に伝えます。

1－3（小中学校）食を選択できる力の習得

取組内容	
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○親子で調理する機会を作ります。 ○親子で子どもの段階的な成長に応じて、弁当作りに取り組みます。 ○健康を意識し、バランスのとれた献立に心がけます。 ○食材や食品の選び方、調理方法などを学びます。 ○家族で食に関する会話をします。
地域 食育活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○調理体験や料理教室の実施を支援します。 ○健康につながるバランスのとれた献立の情報やレシピを提供します。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○「弁当の日」を通して、子どもたちに感謝する心、食を大切にする心を育み、家族の絆の大切さを伝えます。 ○学校行事を通して、子どもたちに食に関する知識や技術が身に付けられる機会を作ります。 ○「食育だより」などにより食育の取り組みを家庭に伝えます。
町	<ul style="list-style-type: none"> ○調理体験や料理教室の実施を支援します。 ○健康につながるバランスのとれた献立の情報やレシピを提供します。

1－4（思春期）自立に向けた健全な食生活の習得

取組内容	
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○1日3食きちんと食べる食生活を送ります。 ○栄養バランスの良い食事の摂り方を理解し、自らの体を管理できる能力を身に付けます。 ○食事の手伝いを通し、日常の食事の準備や調理する能力を身に付けます。
地域 食育活動団体	<ul style="list-style-type: none"> ○学校と連携を図り、食育の取り組みに協力します。 ○公民館などにおいて、食育の講座を開催します。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○「食育計画」を作成し、学校全体で食育を進めます。 ○栄養や調理に関する知識や技術を学び、実践する機会を作ります。 ○学校給食を活用したさまざまな食育を展開します。 ○教科や特別活動で、担任と栄養教諭が連携して、食に関する知識を伝えます。 ○「食育だより」などにより食育の取り組みを家庭に伝えます。

2 安全安心な食を選択する食育の推進

食品に関する様々な情報が氾濫する中、正しい情報を適切に選別し、知識を高め自らの判断で食品を選ぶ力を身に付けます。

2-1 食品の安全性に対する理解の推進

取組内容	
家庭 (消費者)	<ul style="list-style-type: none">○食品の産地、栄養、添加物などの表示を理解し、自らの判断で食品を選ぶ力を身に付けます。○食品を適切に調理・保存するための知識を身に付けます。
生産者 食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none">○生鮮食品及び加工品などの食品衛生管理を適正に行います。○食品情報の提供と食品表示を適切に行います。○地元食材の安全性について消費者に情報を提供します。
町	<ul style="list-style-type: none">○食品の産地、栄養、添加物等などの表示を理解し、自らの判断で食品を選択できるよう正しい情報を提供します。○食品の安全性に関する正しい情報を学ぶ機会を作ります。



3 食への意識を高める食育の推進

「食」の意識を高めるためには、自らが心身の健康について意識し、実践できるところから始めることが重要です。また、興味をもったことから食に関する知識や技術を高めていけるよう、町民、食育関係団体が一体となった取り組みを行います。

3—1 家庭における食育の推進

取 組 内 容	
家 庭	○栄養バランスに配慮した規則正しい食習慣を身につけます。 ○食事のマナーを身につけます。 ○食材の適量購入に取り組みます。 ○食材の使いきり、食べ残しの削減に取り組みます。
地 域	○料理講習会などを開催します。 ○栄養バランスの良い食事方法などについて、学習する機会を作ります。
食育活動団体	○家庭で簡単に作れるメニューの情報を提供します。 ○様々なライフスタイルに応じた食に関する情報を発信します。 ○日常生活の中で実践できる食育の情報を発信します。
食品関連事業者	○食材の有効活用について提案していきます。
児童施設 学 校	○「食育計画」を作成し、食育を進めます。 ○教科や特別活動で、担任と栄養教諭が連携して、食に関する知識を伝えます。 ○「食育だより」などにより食育の取り組みを家庭に伝えます。
町	○食育月間（6月）、食育の日（毎月19日）を活用して、食育の大切さについて普及啓発します。



3—2 ライフステージに応じた食育

取組内容	
地域 食育活動団体	○調理方法や栄養バランスについての講習会を開催します。 ○各年代が興味を持つ食育事業を開催します。 ○食に関する情報を発信します。
町	○ニーズに合わせた食の情報を提供します。 ○地元の食材の食べ方について情報を提供します。 ○年代ごとの食育講座を実施します。 ○家庭で簡単にできる調理方法などの情報を提供します。

3—3 健康な体をつくる食育の推進

取組内容	
地域	○健康的な体づくりの講習会・学習会を実施します。
食育活動団体	○健康づくりの講習会などで、食の大切さを伝えます。 ○栄養バランスの良い食事方法などについて、学習する機会を作ります。
学校	○教科や特別活動で、担任と栄養教諭が連携して、食に関する知識を伝えます。 ○「食育だより」などにより食育の取り組みを家庭に伝えます。 ○よく噛んで食べることの大切さについて学習する機会をつくります。
町	○栄養バランスに配慮した給食を提供します。 ○健康と食の大切さについて、情報を発信します。 ○栄養バランスの良い食事と規則正しい健全な食習慣の大切さを伝えます。 ○よく噛んで食べることの大切さについて啓発します。 ○食物アレルギーなどに対する相談に応じます。 ○生活習慣病の予防や改善など、食と健康に関わる知識を普及します。 ○食に関する知識の習得や食品の選び方を含めた判断力を養うための情報を発信します。 ○減塩・適塩を啓発します。

3—4 豊かな心を育む食育の推進

取組内容	
家庭	○家族揃って食卓を囲み、楽しく会話する環境をつくります。
地域 食育活動団体	○学校と連携し、農業体験や食育の取り組みに協力します。 ○親子食育体験や料理教室で食物の生産に関わる人々について、学習する機会を作ります。
食品関連事業者	○食の提供の仕方を工夫し、食べ残しに対する意識を啓発していきます。
児童施設 学校	○農作物の栽培、収穫、調理体験を行い、生産者への感謝の気持ちを育みます。 ○家庭の食事や給食など、食事を作ってもらうことに感謝する機会をつくります。 ○「食育だより」等により食育の取り組みを家庭に伝えます。
町	○食材に対する感謝の気持ちとともに、食品ロス※1について情報を発信していきます。

※1 食品ロスとは…まだ食べられるのに捨てられている食べ物のこと。



4 食と農を結ぶ食育の推進

町内の産地直売所や食に関するイベントなどで、地域の特性を生かした地元農畜産物の情報を発信し、生産者と消費者の交流を積極的に行います。

また、農業体験などにより農畜産物の生産過程を学習することで、食に対する感謝の気持ちを育むとともに、本町の豊かな自然と気候風土の中で生産されている農畜産物を大切にする心を醸成し、地域の郷土料理や伝統食など食文化を継承するための取り組みを行います。

4—1 生産者と消費者を結びつける交流の促進

取 組 内 容	
消費者	○生産者と交流ができるイベントに参加します。
生産者 食品関連事業者	○消費者と交流ができるイベントに取り組みます。 ○消費者と交流しながら、農業を体験できる機会をつくります。 (グリーンツーリズム※1など) ○農畜産物、食品の情報を発信します。
児童施設 学 校	○農業体験などにより生産者との交流を図ります。 ○「食育だより」などにより食育の取り組みを家庭に伝えます。
町	○地場産の食材や地産地消について、イベントや食育事業、インターネットを活用して、情報を発信し、普及啓発に努めます。 ○食育事業やイベント、グリーンツーリズムなどにより、消費者と生産者が交流できる機会を作ります。

※1 グリーンツーリズムとは…農村地域において自然、文化、人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。



4—2 地域農業を伝える食育の推進

取組内容	
生産者	○栽培、収穫、調理までの体験学習に協力します。
食育活動団体	
児童施設	○栽培、収穫、調理までの体験学習の機会を作ります。
学校	
町	○給食を作っている人や生産者から話を聞く機会を設け、食に関わる人々との交流を深めます。 ○環境に配慮した循環型農業の取り組みについて普及啓発します。

4—3 食文化の継承

取組内容	
家庭	○行事や催しを通じて、郷土料理、行事食などの食文化への理解を深めます。
地域	○行事や催しで、地域の食材を活用し、郷土料理、行事食などの食文化を伝えます。
児童施設 学校 町	○季節ごとの行事を通じて、行事食にふれる機会を作ります。 ○郷土料理を給食に取り入れるとともに、「食育だより」などで保護者に紹介します。 ○食文化や伝統食を伝えるための情報を発信します。（レシピ提供など） ○町が飲食店に郷土料理の提供を働きかけます。

《郷土料理》 地場産品を使った、独自の調理方法で作られた料理

《伝統食》 風土に根ざし、昔から受け継がれてきた食べ物と食べ方

《行事食》 四季折々の行事や祭りなど特別な日に食べる、守り継がれた食事

5 地元農畜産物の生産・利用の促進

生産者は消費者のニーズに応じた、新鮮で安全安心な農畜産物を生産し、消費者との信頼関係を構築していきます。

また、地元で生産された農畜産物に付加価値を付けた商品を販売し、消費者が購入しやすくなるための情報発信や販売拠点の充実に努め、地域の活性化につなげていきます。

5—1 地元農畜産物の生産体制の充実と付加価値の向上

取組内容	
生産者	<ul style="list-style-type: none">○土づくりを基本とした安全安心な農産物の生産に取り組みます。○地元農畜産物を生かした加工品の研究・開発に取り組みます。○地域資源を生かすための情報収集や研究を行います。○農産物の栽培基準に基づき、適正な生産管理を行います。
生産者団体	<ul style="list-style-type: none">○減農薬、減化学肥料栽培を普及します。○6次産業化※1の取り組みを支援します。○農産物の栽培基準に基づいた生産管理指導を行います。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none">○地元農畜産物を生かした加工品の研究・開発に取り組みます。
町	<ul style="list-style-type: none">○6次産業化の取り組みを支援します。○農業の担い手を確保・育成します。○循環型農業を推進するため、生産者に「えこ3センター」で製造した堆肥を供給します。

※1 6次産業化

1次産業である農林水産業が、農林水産業の生産だけにとどまらず、それを原料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、2次産業や3次産業と連携した取り組み。



5—2 地元農畜産物の利用促進

取組内容	
消費者	<ul style="list-style-type: none"> ○生産者との交流を図り、「食」と「農」の理解を深め、地元農畜産物を積極的に利用するよう努めます。
生産者 生産者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者に向けて地元農畜産物の情報を発信します。 ○食品表示を適正に行い、安心できる情報を提供します。 ○旬の食材の魅力や調理情報を分かりやすく表示します。 ○消費者や食品関連事業者のニーズを的確に捉え、農畜産物の安定的な生産、供給に努めます。 ○産地直売所や量販店などの販売拠点と品目の充実を図り、消費者が地元農畜産物を利用しやすい環境を作ります。 ○給食に地元食材が活用されるよう給食関係者との連携を図ります。
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者が地元農畜産物を利用しやすい環境を作ります。(食品量販店における地産地消コーナーの設置など) ○地元農畜産物を活用したメニューを提供します。(飲食店) ○地元農畜産物の利用を進めます。 ○食品の製造・加工や流通・販売に関わる見学、学習の受入を行います。
児童施設 学校	<ul style="list-style-type: none"> ○給食に地元食材を活用します。 ○「食育だより」などを通して、家庭に地元食材の情報を提供します。
町	<ul style="list-style-type: none"> ○給食に地元食材を活用します。 ○「いわて食財の日」※1の取り組みを啓発します。 ○地元産農畜産物・特産品の魅力について、情報発信します。

※1 「いわて食財の日」…… 岩手県の取り組みでは、「いわて地産地消県民運動」の推進日のことで、毎月1回 第4土曜を中心とする3日間。

第5章 計画の推進

1 評価指標の目標値

指標項目	現状 (H27)	目標数値 (H33)	基本資料
1 子どもの成長に応じた食育の推進			
3食食べている3歳児の割合	93.8%	100.0%	3歳児健康診査統計
肥満傾向にある割合 小学生	8.9%	7.2%	町学校保健会調査
中学生	8.5%	8.5%	
2 安全安心な食を選択する食育の推進			
食品の安全性に関する講習会 開催数／年	1回	1回	農林課事業実績
3 食への意識を高める食育の推進			
朝食をとる人の割合	88.4%	90.0%	元気はつらつアンケート調査 (隔年実施、現状は平成28年度実績) (元気はつらつ計画)
食育の定義を理解している人の割合	59.0%	80.0%	平成27年度 食育・食に関するアンケート調べ
食育に関心がある人の割合	76.2%	80.0%	平成27年度 食育・食に関するアンケート調べ
食育パートナー ^{※1} の登録者数／年	30人	30人	登録認定実績 (第二次紫波町総合計画)
紫波の食ナビ ^{※2} アクセス件数／年	34,322件	35,000件	農林課事業実績
4 食と農を結ぶ食育の推進			
児童施設等 ^{※3} での野菜づくり体験 実施施設数／年	11施設	11施設	事業実績調査
学校での農業体験実施校数／年	14校	14校	事業実績調査 (第二次紫波町総合計画)
グリーンツーリズム参加者数／年	284人	300人	事業実績調査
交流イベント ^{※4} の開催数／年	5回	5回	事業実績調査

指標項目	現状 (H27)	目標数値 (H33)	基本資料
5 地元農畜産物の生産・利用の促進			
地域の中心となる経営体の農地利用集積率	75.8%	78.0%	農林課実績調査 (現状は平成 28 年度実績)
新たな特產品・加工品の開発品数 (累計)	一	3 品	農林課実績調査
えこ 3 堆肥 ^{※5} 販売数量／年	1,187 t	1,300 t	農林課実績調査 (第二次紫波町総合計画)
町内農畜産物を 購入している人の割合	76.9%	80.0%	平成 27 年度 食育・食に関するアンケート調べ
学校給食の地場産農畜産物利用割合 (米類、いも類、精肉類、野菜類、果実類の 5 品目)	42.5%	47.0%	町産食材購入実績(重量換算) (第二次紫波町総合計画)
産地直売所における売上	80,472 万円	81,000 万円	産直実績調査

※1 食育パートナー

地元農畜産物の利用促進につながるよう、農畜産物の生産や食文化に関する技術や知識を生かして、学校や地域の食育事業で調理体験や農業体験などの協力を行う個人や団体

※2 紫波の食ナビ

紫波町の食の情報を発信するサイト

※3 児童施設

保育所、児童館、幼稚園、認定こども園

※4 交流イベント

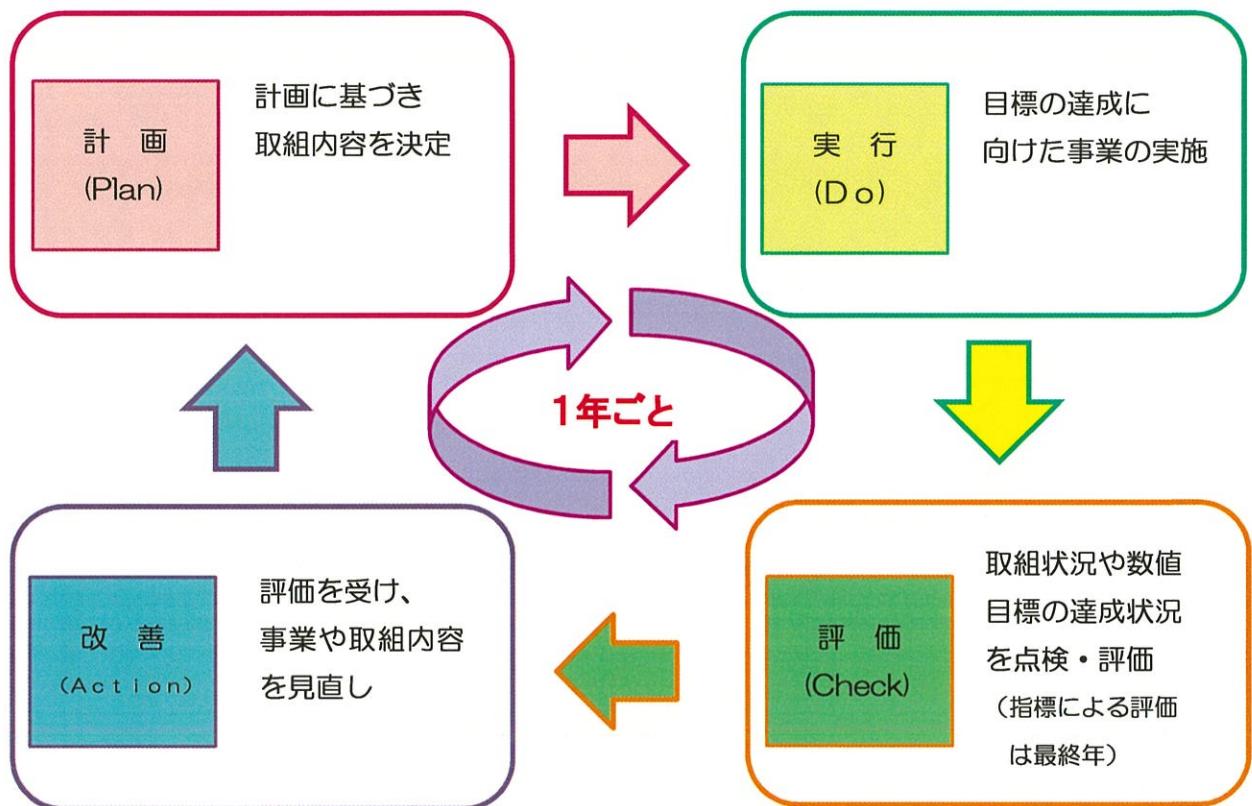
全町的または広域的に行われる農畜産物取扱イベントとして、産業まつり、フルーツの里まつり、そばの里まつり、あづまねまつり、四季のマルシェ

※5 えこ 3 堆肥

有機資源循環施設「えこ 3 センター」で、町内で排出される家畜排せつ物、事業系食品残さを原料として製造された堆肥をいう。

2 進行管理

本計画に基づく取り組みの実施状況や施策の推進について、「紫波町食育推進協議会」において事業評価や助言を受け、進行管理を行い計画の推進を図ります。



■資料編

資料編目次

第二次紫波町食育推進計画・紫波町地産地消促進計画の評価について

1 施策の評価方法	23
2 第二次紫波町食育推進計画の実績と評価	23
3 紫波町地産地消促進計画の実績と評価	27
【食育・食に関するアンケート調査】	32
【町民の健康状態】	40
【農家数と農家人口】	41
【学校給食の取り組み(学校給食)】	42
紫波町食育推進計画策定委員会委員名簿	43
平成28年度 庁内食育推進体制職員会議出席者名簿	44
【計画策定の経過】	45

第二次紫波町食育推進計画・紫波町地産地消促進計画の評価について

1 施策の評価方法

- 第二次紫波町食育推進計画(H24～28)では、目標を達成するため指標項目を8項目設定しています。
- 紫波町地産地消促進計画（H26～28）では、目標を達成するため指標項目を13項目設定しています。
- 評価の方法は、下記の評価方法により3段階評価で行いました。

評価の方法

評価判定	評価基準
A	目標値を達成した場合
B	目標値の範囲の7割を超えた場合 $\frac{\text{現状値} - \text{策定時}}{\text{目標値} - \text{策定時}} > 0.7$
C	上記に達しない場合

2 第二次紫波町食育推進計画の実績と評価

[1] 子どもの成長に応じた食育の推進

指標項目	策定時 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
肥満傾向のある割合 小学生	10.9%	7.4%	8.9%	C
	中学生	13.0%	9.3%	A

(町学校保健会調査)

指標項目	策定時 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
夕食を家族揃って 食べる割合 小学生	38.9%	40.0%	37.9%	C
	中学生	44.2%	45.0%	C

(町教育研究所調査)

- ◆ 肥満傾向にある割合は、概ね改善傾向を示しております。
本町では、児童生徒に健全な食生活習慣の大切さを伝えることはもとより、児童生徒の体力向上を目指した、毎日 60 分以上運動する「元気・体力アップ 60（ロクマル）運動」を推進しています。また、各学校においても業間マラソン、休み時間の遊びの励行など運動習慣が身に付くために、さまざまな取り組みを行っています。
子どもの頃から、健全な食生活や運動をすることなど、健康な生活習慣を形成していくことが重要です。
- ◆ 夕食を家族揃って食べる割合は、減少傾向にあります。
この背景には、労働環境やライフスタイルの多様化に伴い、家族全員が揃って食事をすることが難しくなっております。
また、一人で食事をする孤食も増えてきているため、家族や友だちと食べる機会を設け、会話をしながら楽しく食事をすることは大切なことです。

[2] 安全安心な食を選択する食育の推進

指標項目	策定時 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	達成度
学校給食の地場産農畜物利用割合	46. 8%	55. 0%	40. 6%	C

(町産食材購入実績：重量換算)

指標項目	策定時 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	達成度
食品の安全性に関する講演会実施回数	—	1回以上	1回	A

(事業実績調査)

- ◆ 農業を基幹産業とする本町では、学校給食の食材に町内産農畜産物を積極的に使用するよう努めるとともに、生産者との交流などにより、子どもたちに町内産農畜産物への理解を深める取り組みをしています。しかし、生産者の高齢化や学校給食における適正な規格の食材を安定的に供給できる生産者の不足などにより、納入量の拡大が図りにくい状況となっています。
今後も、子どもたちに地場産農畜産物を使用した、安全で安心な給食を提供するため、生産者と学校給食関係者との連携を強化する必要があります。
- ◆ 食に関する情報が社会に氾濫しており、正しい情報を適切に選別し、活用することが困難となっています。
食に対する意識や価値観が多様となっていることから、さまざまなニーズに合わせた情報提供が必要となっています。
当町で実施した食に関するアンケート調査から、提供してほしい食の安全安心情報として多く回答があったものは、1位 食品添加物、2位 輸入食品、3位 放射性物質汚染という結果となっています。

[3] 農を伝える食育の推進

指標項目	策定時 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	達成度
小中学校の農業体験 実施校数	14 校	14 校	14 校	A

(事業実績調査)

指標項目	策定時 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	達成度
1 農業体験 2 作業以上 の実施数	29 件	35 件	80 件	A

(事業実績調査)

指標項目	策定時 (平成 22 年度)	目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	達成度
学校農業体験を受入 している農業経営体数	26 (人・団体)	30 (人・団体)	29 (人・団体)	B

(事業実績調査)

- ◆ 町内全部の小中学校が農業体験に取り組んでいます。
子どもたちは、農業体験を通して、地域の農畜産物について学び、理解をすることで「食」と「農」のつながりを知り、食べ物の大切さを学ぶことができます。
また、収穫した野菜などを調理して食べることで、自分達で育てた野菜のおいしさを味わい、みんなで食べることの楽しさを感じることができます。
この取り組みには、地域の協力が欠かせないものとなっています。
子どもたちの農業体験を受け入れている農業経営体は、農地の整備や体験指導などを行っていますが、子どもたちの作業を行うまでの作物の生育状況の管理や、天候に合わせた調整などの協力もいただいているます。
町内全部の小中学校が農業体験を継続できるよう、これからも関係する団体の連携や協力が必要とされます。

〔4〕食への意識を高める食育の推進

指標項目	策定時 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
食育パートナー(※1) 登録数				
	38(人・団体)	45(人・団体)	30(人・団体)	C

(登録認定実績)

◆ 食育パートナーの登録数が減少した理由は、食育パートナーの登録制度について見直しを図り、実際に活動できる人や団体を登録したことによるものです。

本町の食育パートナーは、各地域での料理講習会や農業体験の協力、レシピの提供などの食育推進活動を行っています。また、食育推進を行う関係団体との連携により「食」と「農」のつながりが深められるよう取り組んでいます。

今後は、食育パートナー内での連携を図り、情報交換を行うことで、町民からのさまざまなニーズに応えられる食育を進めていくことが必要です。

※1 食育パートナー

農業体験、地域の食文化、食習慣の伝承等で食育活動の協力又は自主的活動に取り組む個人及び団体をいう。

3 紫波町地産地消促進計画の実績と評価

〔1〕地元農畜産物の消費及び利用の促進

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
産地直売所における 売上高	76,400万円	84,000万円	80,472万円	C

(産直実績調査)

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
学校給食における 地元農畜産物の利 用割合 (重量換算)	42.3%	55.0%	40.6%	C

(町産食材購入実績：重量換算)

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
農林漁業及び関連 事業の総合化事業 (※2) 計画認定数 (累計)	6団体	12団体	6団体	C

(認定実績)

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
新たな特産品・加 工品の開発品数	2品	5品	2品	C

(総合計画)

※2 農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化事業

単独又は協同の事業として農林水産物の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価格を高め、又はその新たな価格を生み出すことを目としたものをいう。総合化に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けると支援措置を受けることができる。

- ◆ 当町には、地域の特色を生かした産地直売所が 10箇所あります。
町内の産地直売所全体における販売金額の調査では、増加傾向となっていますが、生産者の高齢化等の影響により、以前と比較し、伸び率が緩やかになってきていると推察されます。
産地直売所での販売は、消費者が身近な場所で作られた新鮮な農畜産物が手軽に入手できることや、生産者は多品目少量生産により高齢者や小規模農家でも収入を得られるメリットがあります。
- ◆ 町が行った、アンケート調査では「産直に充実してほしいこと」の1位は、「いつも新鮮なものを販売してほしい」、2位 「値段を安くしてほしい」、3位 「食べ方など商品について情報がほしい」という結果となっています。消費者の産地直売所への期待が多いことから、今後とも消費者ニーズに対応した商品の販売に取り組んでいくことが大切です。
- ◆ 農林業及び関連事業の総合化事業計画認定団体（6次産業化）の認定数は、新たに申請をする団体がありませんでした。
国の補助を活用した認定を受けるためには、大規模な施設整備が必要であり、自己資金の確保も課題となっています。
- ◆ 町が関わり開発された新たな特産品や加工品はありませんでしたが、町の産地直売所では、地域の組織が製造している加工品が多数販売されています。
町では、6次産業化に向けた総合化事業計画作成と事業化の支援を行うほか、町の農産物を活用した加工技術を研修する取り組みも支援しています。

〔2〕信頼される農畜産物の生産振興

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
紫波元気農場（※3） の登録農家数	56戸	100戸	—	—

（総合計画）

※3 紫波元気農場

えこ3堆肥や町内で生産される堆肥を使用して土づくりに取り組む生産者を「紫波元気農場」として登録し、消費者に対しその取組をPRすることで、生産される農産物の差別化と付加価値の向上を図る。登録された生産者には「しわ有機堆肥使用マーク」の表示が認められる。

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
えこ3堆肥（※4） 販売数量	1,161.6t	1,250.0t	1,187.0t	C

（事業実績）

※4 えこ3堆肥

有機資源循環施設「えこ3センター」で、町内で排出される家畜排せつ物、事業系食品残さなどを原料として製造された堆肥をいう。

指標項目	策定時 (平成 24 年度)	目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	達成度
認定農業者数 (累計)	203 人	225 人	209 人	C (総合計画)

指標項目	策定時 (平成 24 年度)	目標値 (平成 28 年度)	現状値 (平成 27 年度)	達成度
新規就農者数	9 人	12 人	9.5 人	C (総合計画)

- ◆ 紫波元気農場は有機堆肥を使用した農産物の付加価値を高めることを目的に、町の事業として平成 20 年度から開始しました。登録農家数の増加を目標として、生産者と協議をしながら、事業展開を行ってきましたが、事業に対するコストや生産者の労力に対して、消費者の認知度の向上に結びつかなかったため、平成 26 年度に事業が廃止されています。
- ◆ 本町では、循環型農業を目指し、えこ 3 センターで堆肥の製造販売を行っています。堆肥の販売数量はほぼ横ばいとなっております。
近年、畜産農家の減少が続いていること、堆肥原料の畜ふん供給量も横ばい傾向になっていることによるものです。
今後、地域ぐるみで畜産の後継者や担い手を確保・育成し、増頭による規模拡大を支援していくことが必要です。
- ◆ 認定農業者数は、農業者の高齢化によりリタイヤする人と新たに認定農業者となる人のバランスにより微増にとどまりました。
今後、集落営農組織の法人化が進むと、認定農業者数は減少する事も考えられます。農業を維持、活性化していくためには、新規就農者を確保し、担い手を育成していくことが大切です。

〔3〕地域農業と地元食材に対する意識の高揚

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
紫波の食ナビ(※5) アクセス件数	23,993件	35,000件	34,322件	B

(農林課事業実績)

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
小中学校の農業体験 実施校数(再掲)	14校	14校	14校	A

(総合計画)

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
食育パートナー 登録数(再掲)	46人	45人	30人	C

(登録認定実績)

- ◆ 紫波の食ナビでは、町内小中学校の給食献立や写真の掲載による情報発信をしており、給食で活用されている町内産の農畜産物について、情報を発信しています。また、町が行った食育事業やレシピ情報も掲載しています。今後も、食に関するさまざまな情報を発信し、町の食育情報を多くの方に伝えられるよう努めます。

※5 紫波の食ナビ

町の安全・安心な食の情報を発信するサイトをいう。

〔4〕生産と消費を結びつける交流の促進

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
グリーン・ツーリズム実施回数	1回	2回	3回	A

(商工観光課実績報告)

指標項目	策定時 (平成24年度)	目標値 (平成28年度)	現状値 (平成27年度)	達成度
交流イベント(※6) の開催回数	4回	6回	5回	B

(農林課関連事業)

※6 交流イベント

全町的または広域的に行われる農畜産物取扱イベントとして、産業まつり、フルーツの里まつり、そばの里まつり、あづまねまつり

- ◆ 本町を訪れた方に、農業について理解し、自然の豊かさや生産している農畜産物の豊富さを知ってもらうためにグリーンツーリズムを実施しています。
本町で生産した食材を使った料理などを味わい、作り方などを知ってもらうことで町の魅力を伝える取り組みを行っています。
- ◆ 地元農畜産物の利用の促進を図るために、イベントなどを活用して地元農畜産物の認知度を高めていくことや農業の体験などを通して、消費者と生産者の交流を図ることが必要です。
現在実施している各イベントでは、多くの方に町で生産された農畜産物を購入していくだいているため、今後も継続して実施していくよう、関係機関との連携を図っていくことが必要です。

【食育・食に関するアンケート調査】

◇アンケート対象者

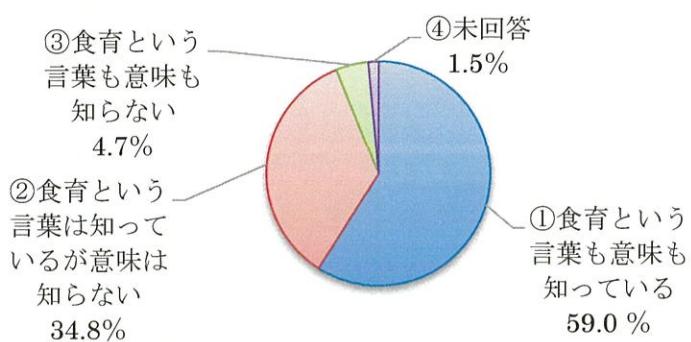
- I 一般町民 20歳代～60歳代の町民 1,000人 <回答率 39.8%>
I 紫波総合高校 1・2年生 335人

◆「食育」について

[一般]

(%)

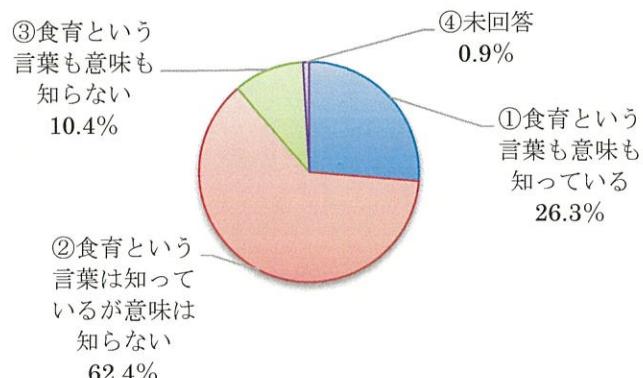
①食育という言葉も意味も知っている	59.0
②食育という言葉は知っているが意味は知らない	34.8
③食育という言葉も意味も知らない	4.7
④未回答	1.5



[高校生]

(%)

①食育という言葉も意味も知っている	26.3
②食育という言葉は知っているが意味は知らない	62.4
③食育という言葉も意味も知らない	10.4
④未回答	0.9

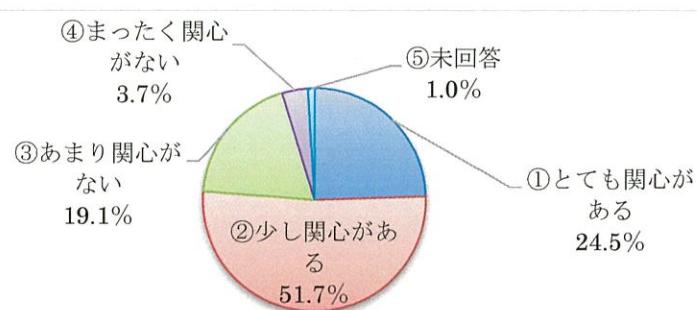


◆あなたは「食育」について、関心がありますか

〔一般〕

(%)

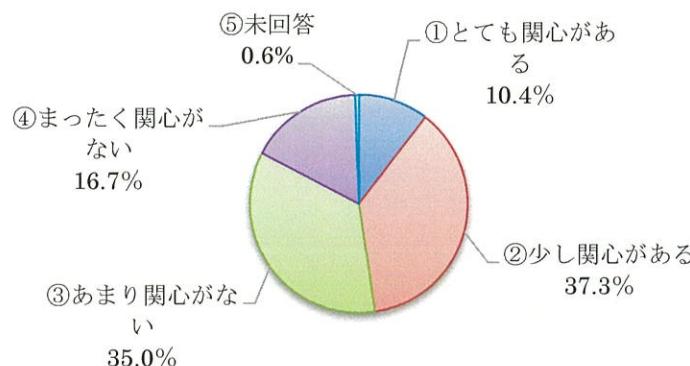
①とても関心がある	24.5
②少し関心がある	51.7
③あまり関心がない	19.1
④まったく関心がない	3.7
⑤未回答	1.0



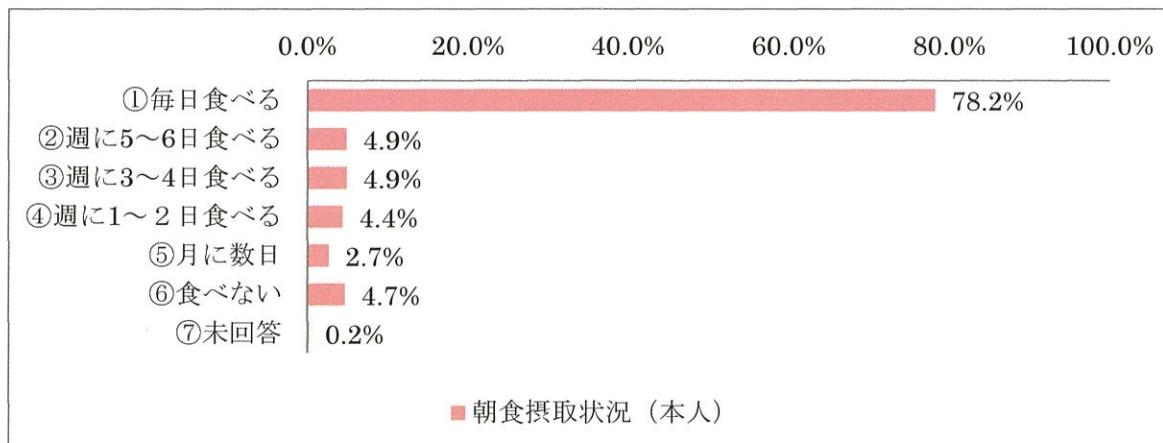
〔高校生〕

(%)

①とても関心がある	10.4
②少し関心がある	37.3
③あまり関心がない	35.0
④まったく関心がない	16.7
⑤未回答	0.6



◆朝食は食べていますか（元気はつらつアンケート調査）



[元気はつらつアンケート調査]

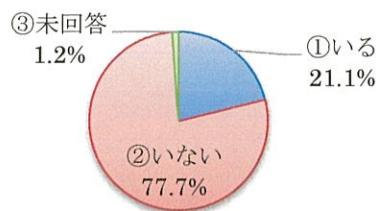
◆あなたの家族で朝食を食べない人はいますか

[一般]

(%)

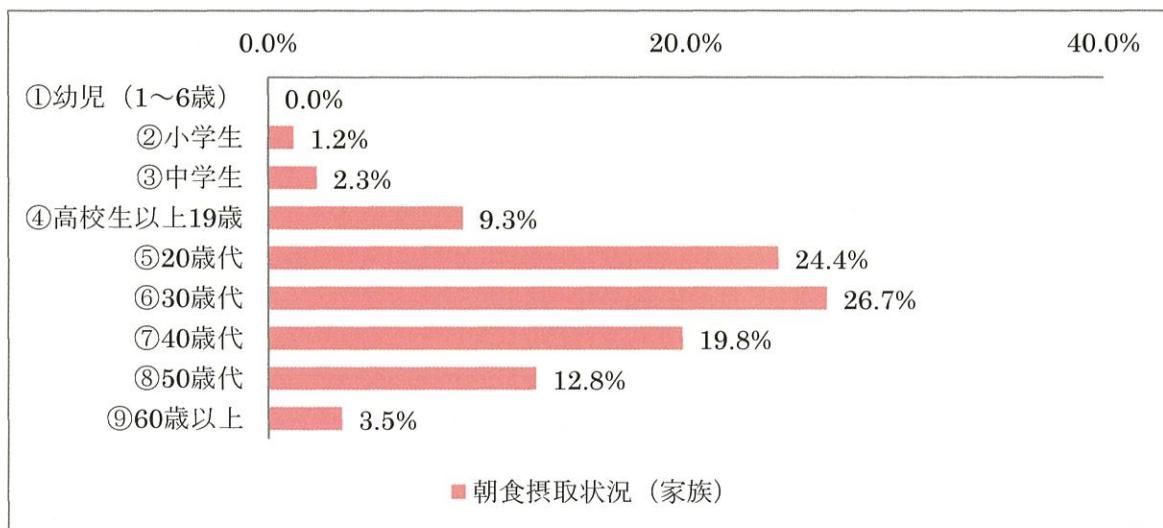
①いる	21.1
②いない	77.7
③未回答	1.2

[食育・食に関するアンケート・農林課調査]



◆（家族の中で）朝食を食べない人はどの年代ですか

(%)



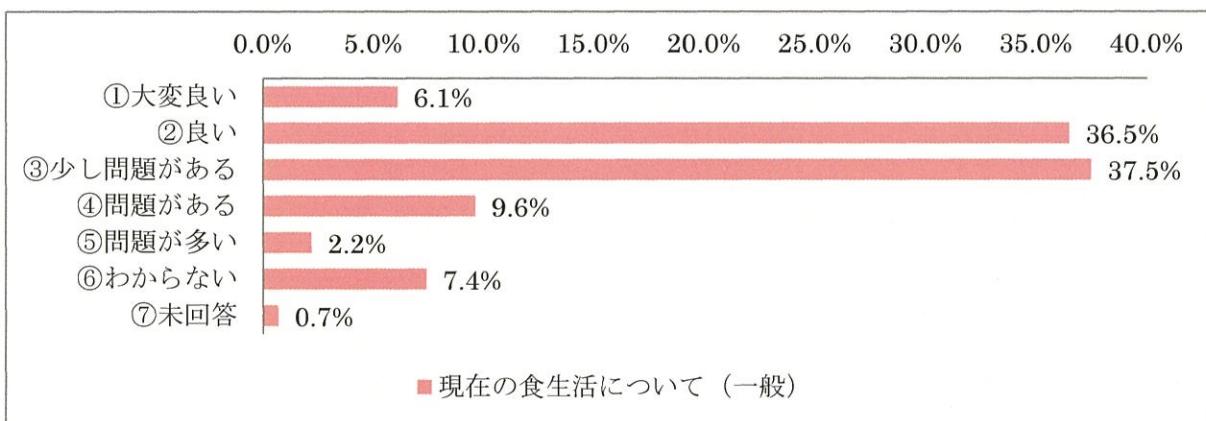
◆朝食を食べない理由は何ですか

- ◇時間がない（朝起きるのが遅い）
- ◇仕事に行く時間が早いため、ギリギリまで寝てみたい
- ◇食べない方が調子良いから
- ◇朝昼一緒だから
- ◇食べる習慣がない

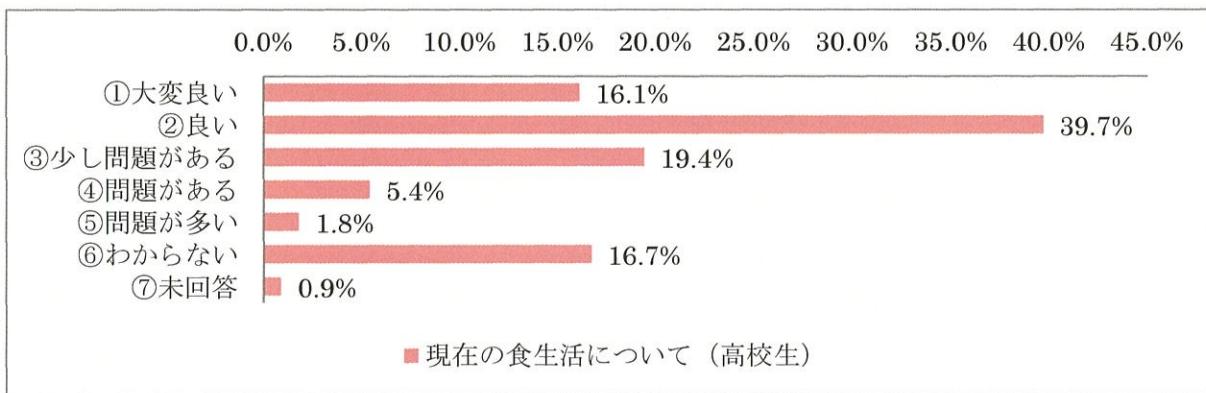
◆あなた自身の現在の食生活についてどのように思いますか (%)

	一般	高校生
①大変良い	6.1	16.1
②良い	36.5	39.7
③少し問題がある	37.5	19.4
④問題がある	9.6	5.4
⑤問題が多い	2.2	1.8
⑥わからない	7.4	16.7
⑦未回答	0.7	0.9

[一般]



[高校生]



◆あなたの食事や食生活について、気になっていることは何ですか（複数回答可）

[一般]

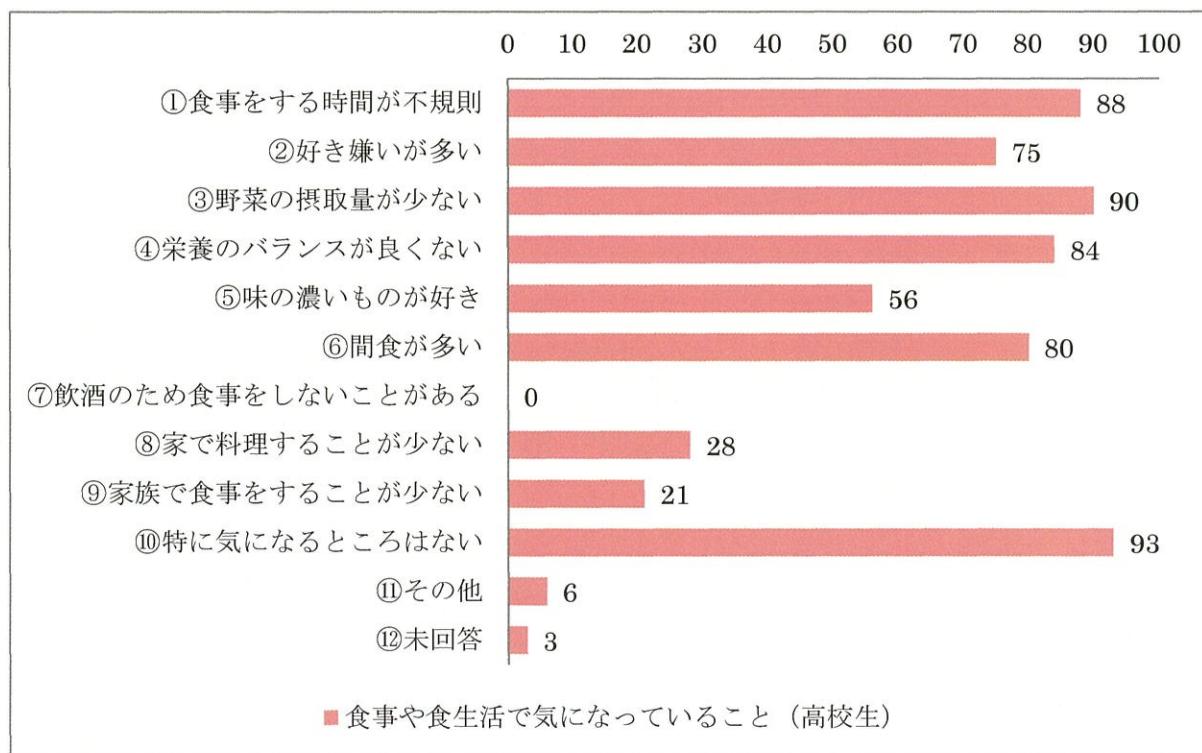
(%)



◆あなたの食事や食生活について、気になっていることは何ですか（複数回答可）

[高校生]

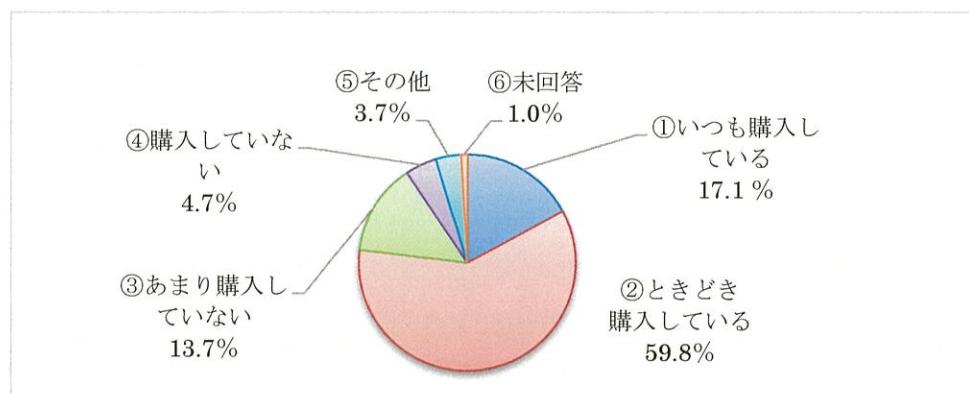
(%)



◆あなたは食材を購入するとき、町内産の農畜産物を購入していますか

[一般]

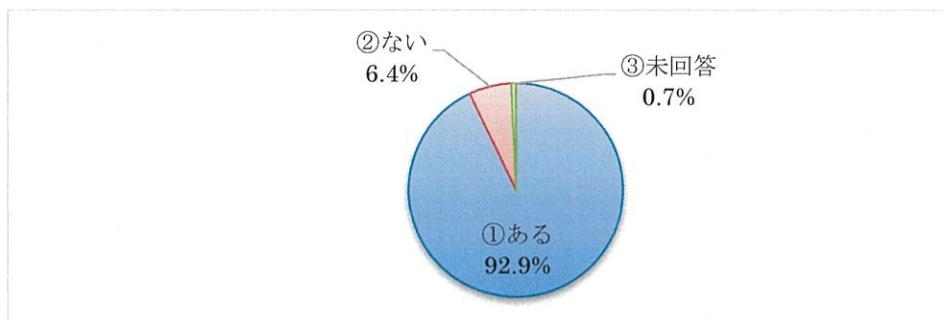
	(%)
①いつも購入している	17.1
②ときどき購入している	59.8
③あまり購入していない	13.7
④購入していない	4.7
⑤その他	3.7
⑥未回答	1.0



◆あなたは町内の産地直売所を利用したことがありますか

[一般]

	(%)
①ある	92.9
②ない	6.4
③未回答	0.7



◆産地直売所を利用していない理由（利用したことがない人 6.4%の方の回答）

《主な理由》

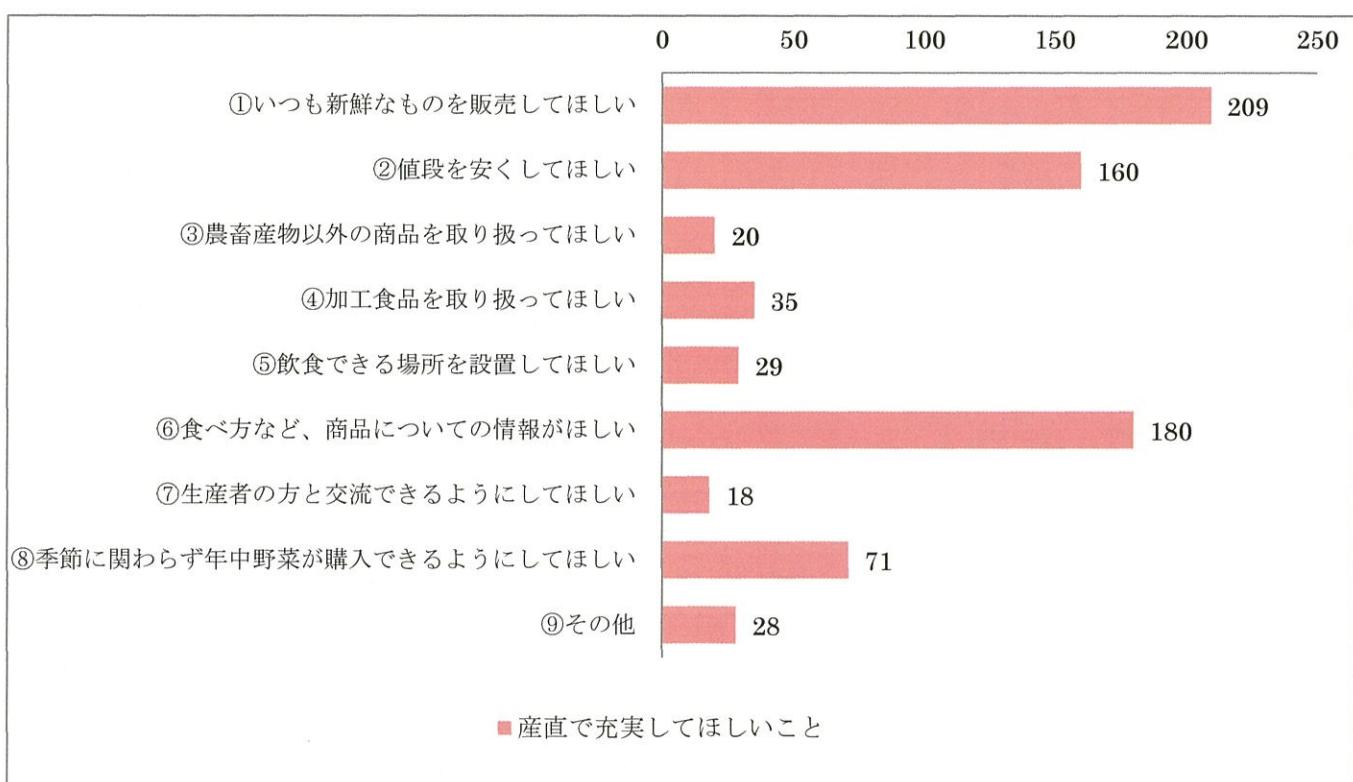
◇産直を知らない
◇営業時間が短い

◇自宅から遠い
◇大型スーパーが良いから

◆産直について充実してほしいことは何ですか（複数回答可）

[一般]

(件)

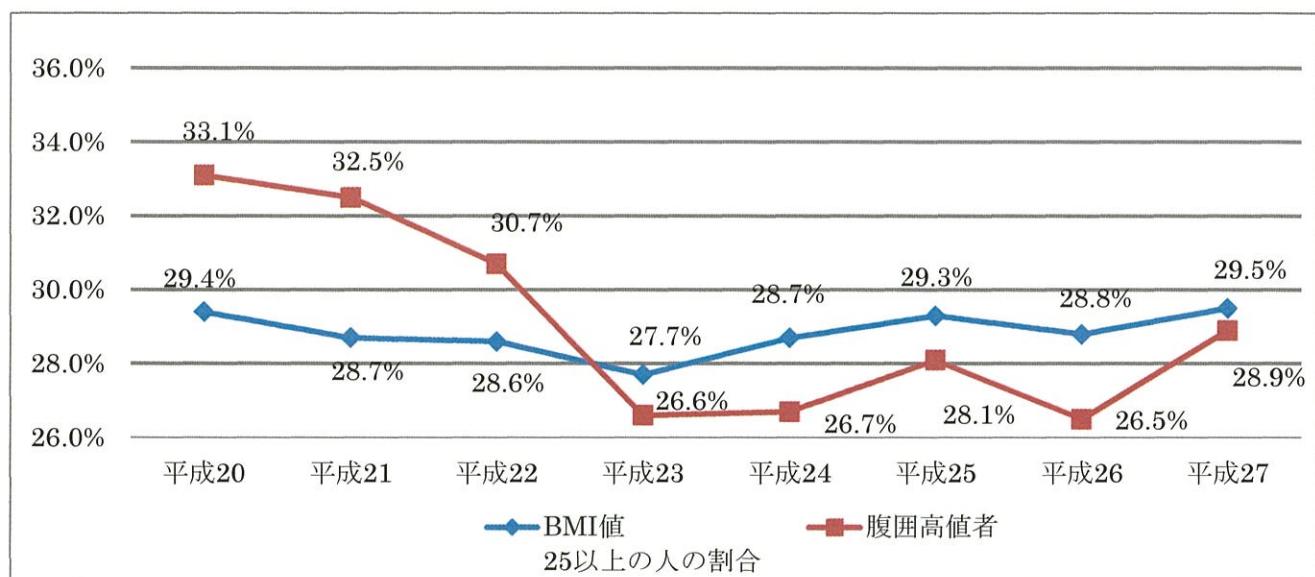


【町民の健康状態】

◆肥満の割合　—紫波町特定健康診査—

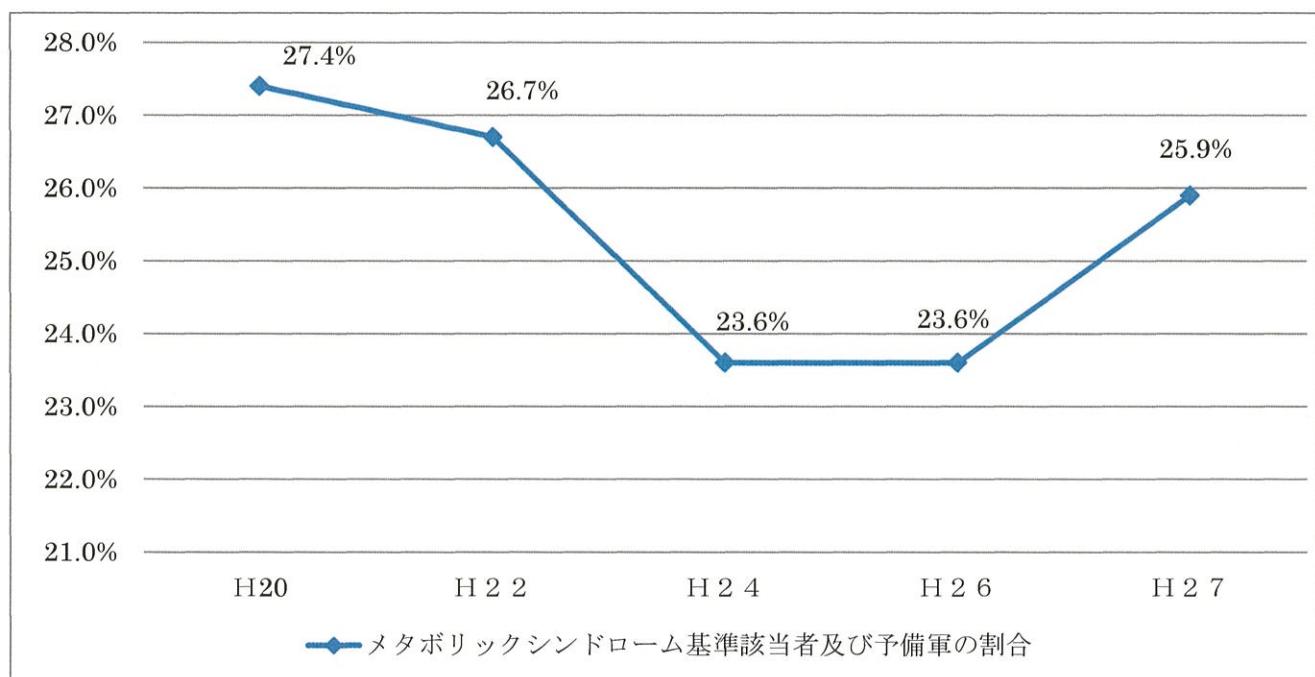
(1) 約3割の人は、肥満状態であると考えられます。

(%)



◆メタボリックシンドローム該当者の割合　—紫波町特定健康診査—

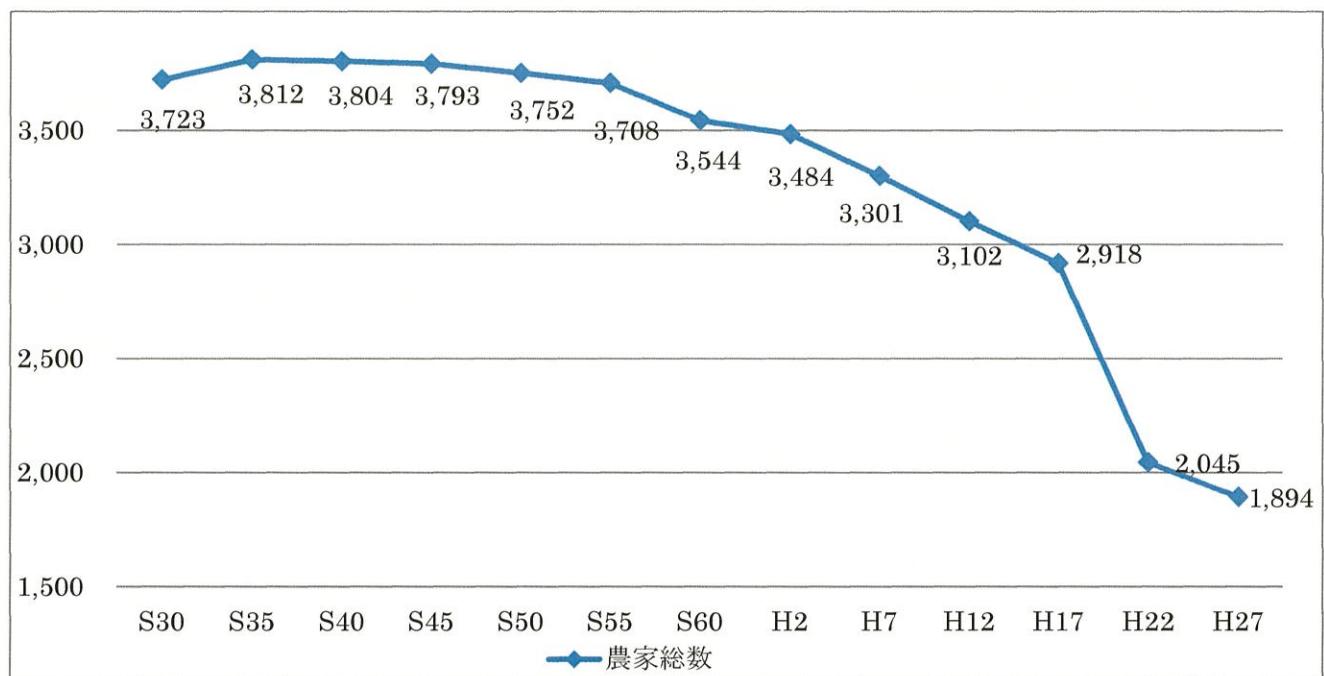
(%)



【農家数と農家人口】

◆農家総数

(戸)

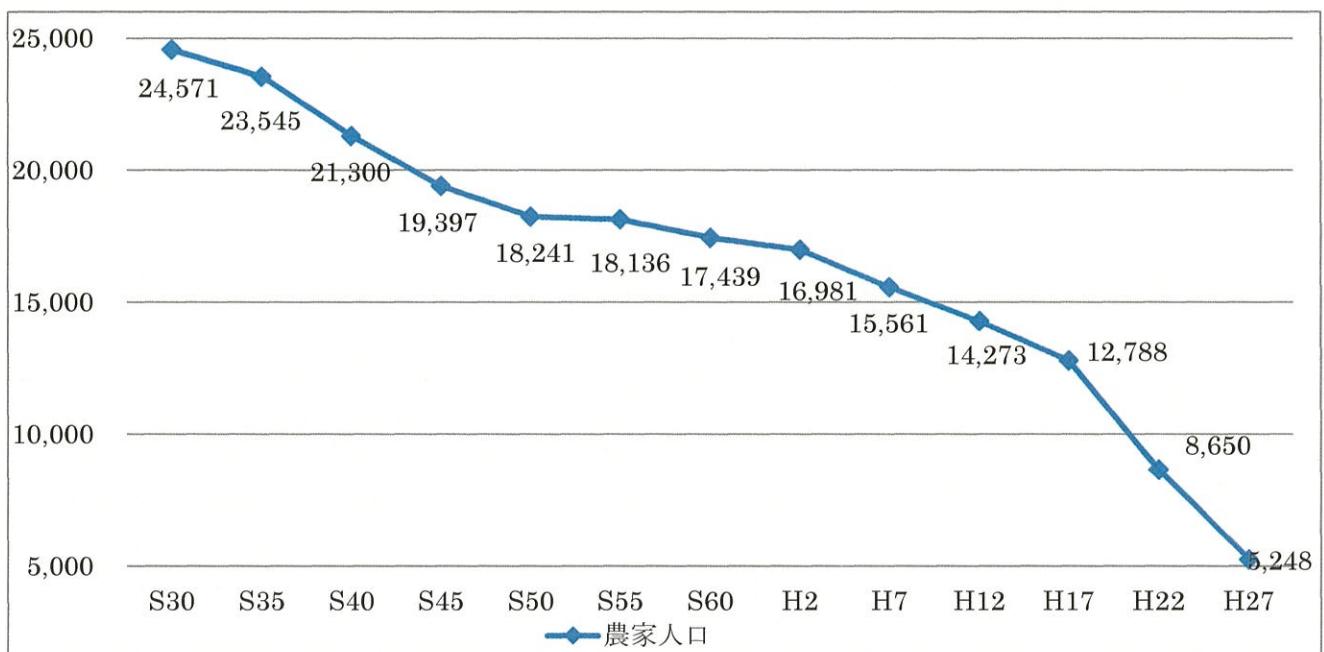


※昭和 30～55 年は「農林漁業統計調査」(各年 2月 1日現在)

※昭和 60 年以降は「農林業センサス」(各年 2月 1日現在)

◆農家人口

(人)



※昭和 30～55 年は「農林漁業統計調査」(各年 2月 1日現在)

※昭和 60 年以降は「農林業センサス」(各年 2月 1日現在)

【地産地消の取り組み(学校給食)】

◆学校給食地産地消メニュー

『紫あわせお29給食』

いい肉の日・もちもち牛

(メニュー)

- ★麦ごはん
- ★もちもち牛のシチュー
- ★ハムチーズのピカタ
- ★切干大根のサラダ
- ★牛乳



(紫波町産食材)

- ・米
- ・牛肉
- ・たまねぎ
- ・にんじん
- ・キャベツ
- ・切干大根

『岩手国体応援給食』

いなきびチャウダー

(メニュー)

- ★県産小麦のパン
- ★いなきびチャウダー
- ★もちもち牛コロッケ
- ★切干大根のサラダ
- ★牛乳



(紫波町産食材)

- ・たまねぎ
- ・牛肉
- ・切干大根

紫波町食育推進計画策定委員会設置要綱

平成 28 年 11 月 9 日告示第 386 号

紫波町食育推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 紫波町食育推進計画の策定に関し必要な事項を調査審議するため、紫波町食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 紫波町食育推進計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 委員会は、委員 20 人をもって組織し、委員は、関係機関又は団体に所属する者、学識経験者及び町民のうちから町長が委嘱する。

2 委員会には、委員のほかに助言者を置くことができる。

(任期)

第 4 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることがある。

(庶務)

第 7 委員会の庶務は、農林課において処理する。

(補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

紫波町食育推進計画策定委員会委員名簿

職　名	氏　名	所属団体等
委員長	菅原 悅子	岩手大学副学長
副委員長	斎藤 康子	紫波町立片寄小学校長
委員	菊池 浩之	盛岡農業改良普及センター
	小笠原 いづみ	岩手中央農業協同組合
	松岡 拓子	紫波町栄養士会
	小笠原 美和	紫波町栄養教諭
	佐藤 義克	紫波町P T A連合会
	小澤 由香里	紫波町食生活改善推進員協議会
	高橋 ノリ子	紫波町連合婦人会
	細川 玲子	岩手県食の匠
	岡 あやこ	認定こども園ひかりの子
	名郷根 久美	紫波町産直組合連絡協議会
	田村 誠	(株) 岩手畜産流通センター
	高橋 淳	紫波料飲業組合
	高橋 淳	紫波町認定農業者連絡協議会
	高橋 信	(有) 高橋農産
	阿部 幸良	(農組) ゆいっこ里犬草
	阿部 瀬良	公募委員
	稻垣 千枝子	公募委員
	細川 直子	公募委員

平成28年度 庁内食育推進体制職員名簿

所 属		職 名	氏 名
生活部	長寿健康課	健康推進室長	小川陽子
教育部	学務課	学務室長	葛博之
	学校給食センター	所長	藤尾好子
	生涯学習課	学習推進室長	谷地和也
	こども課	こども室長	須川範一
産業部	環境課	循環政策室長	松村寿弘
	農林課 (事務局)	農林課長	中田秀男
		農業振興室長	佐藤美智雄
		主任	横沢三重子
		行政嘱託員	武富亜弥

【 計画策定の経過 】

期　　日	内　　容
平成28年 1月12日～ 平成28年 2月 1日	食に関するアンケート調査 (対象：一般)
平成28年 2月下旬～ 平成28年 3月上旬	食に関するアンケート調査 (対象：紫波総合高等学校生徒)
平成28年 7月 8日	第1回市民会議 食育推進計画策定ワークショップ
平成28年 7月12日	第2回市民会議 食育推進計画策定ワークショップ
平成28年 7月20日	第3回市民会議 食育推進計画策定ワークショップ
平成28年12月 1日	議会全員協議会説明
平成28年12月 6日	庁内食育推進体制スタッフ会議
平成28年12月14日	庁内食育推進体制スタッフ会議
平成28年12月19日	庁内食育推進体制スタッフ会議
平成28年12月27日	第1回紫波町食育推進計画策定委員会
平成29年 1月 6日	庁内食育推進体制スタッフ会議
平成29年 1月10日	庁内食育推進体制スタッフ会議
平成29年 1月12日	庁内食育推進体制スタッフ会議
平成29年 1月16日～ 平成29年 2月 5日	パブリックコメントの実施（意見公募）
平成29年 1月25日	議会全員協議会説明
平成29年 2月 6日	庁内食育推進体制スタッフ会議
平成29年 2月 7日	庁内食育推進体制スタッフ会議
平成29年 2月 9日	第2回紫波町食育推進計画策定委員会
平成29年 2月17日	紫波町農政審議会に諮問・答申
平成29年 2月24日	議会全員協議会説明
平成29年 3月13日	紫波町食育・地産地消推進計画議決

紫波町食育・地産地消推進計画

■発行 平成29年3月

紫波町

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

TEL 019-672-2111

FAX 019-672-2311

■編集 紫波町産業部農林課